佐賀県警察における女性職員の活躍と 全職員のワークライフバランス推進のための取組計画 (佐賀県警察特定事業主行動計画)



令和6年3月 佐賀県警察本部



## 第1 趣旨

佐賀県警察においては、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号) 及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号) に基づく特定事業主行動計画を兼ねるものとして、「佐賀県警察における女性 職員の活躍と全職員のワークライフバランス推進のための取組計画」(令和3年4月1日運用開始、以下「取組計画」という。)を策定し、令和7年度まで を推進期間として各種取組を推進しています。

この度、これまでの取組状況や政府方針の改正を踏まえつつ、引き続き、ワークライフバランスや女性職員の活躍推進のための取組を推進するとともに、 仕事と私生活の両立支援等を着実に図るため、取組計画を改定するものです。

#### 第2 計画期間

令和6年3月1日から令和8年3月31日までの間

## 第3 推進体制等

### 1 推進体制

取組計画の実施状況に当たっては、「佐賀県警察における女性職員の活躍と全職員のワークライフバランス推進委員会」(委員長:警察本部長、副委員長:警務部長、委員:首席監察官、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長及び佐賀南警察署長)(以下「委員会」という。)を編成し、委員会において実施状況等を把握し、必要に応じて取組計画の見直しを行います。

各所属の長を推進責任者、副署長、次席等を推進担当者とし、推進責任者 及び推進担当者は、女性職員の活躍と全職員のワークライフバランス推進の ための職場環境の整備に努めるなど、各種取組を推進します。

#### 2 計画の周知

取組計画については、佐賀県警察ホームページに掲載します。

また、職員に対しては、取組計画や各施策に関する通達の発出、啓発資料の作成・配布等により、周知を図ります。

## 3 推進方策

取組計画の推進に当たっては、職員からの提案や職員に対するアンケート 調査等によりニーズを把握し、これに応えるよう努めます。

### 4 計画の検証及び検証結果の公表

取組計画に基づく取組状況は、毎年、委員会において検証し、検証結果や 目標に対する実績等については、佐賀県警察ホームページに掲載して公表し ます。

## 第4 数值目標

	項目	数値目標
1	全警察官に占める女性警察官の割合(令和8年度当初までに)	12%
2	男性職員の育児休業の取得率	50%
3	男性の育児に関する休暇(※)の合計5日以上の取得率	100%
4	年次休暇の年間取得日数	14日以上

※ 男性の育児に関する休暇…出産補助休暇及び配偶者出産時育児休暇

### 第5 具体的取組

# 1 育児・介護等との両立支援の推進

# (1) 職員に対する各種支援制度の周知

育児・介護等との両立を支援する各種制度(以下「支援制度」という。)の種類や請求方法を取りまとめた「育児・介護等の支援ガイドブック」を活用し、様々な機会を通じて支援制度の趣旨と内容を紹介するなど、周知と利用促進を図ります。

# (2) 産前の女性職員への支援

妊娠した旨を申し出た職員に対して、母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている就業制限、深夜勤務及び時間外勤務の制限等の制度や、出産後に利用できる支援制度等について周知するほか、職員の健康や安全に配慮し、必要があると認める場合は、本人の意思を尊重しつつ、業務分担の見直し等を行います。

## (3) 男性職員への育児と仕事の両立支援

配偶者が妊娠・出産した旨を申し出た職員に対して、育児に関する支援 制度等について周知し、

- 男性職員の育児休業の取得率 50%
- 男性の育児に関する休暇(出産補助休暇及び配偶者出産時育児 休暇)の合計5日以上の取得率 100%

を数値目標として、育児休業等の取得を推奨するとともに、職員が希望に 応じた支援制度を利用しやすい環境づくりを行います。

#### (4) 育児休業を取得した職員への支援

育児休業を取得した職員が円滑に職場復帰できるよう、休業中の職員に対し、所属から定期的に連絡を行い、必要な情報等を提供するとともに、職員の希望に応じた職場復帰前研修等を行います。

また、職員が支援制度を負担感なく利用できるよう、復帰後1年以内は 定数外とする配置や、小学生未満の子を養育する職員を対象とする「育児 警察官キャリアアップ制度」等により、組織的な支援を行います。

## (5) 支援制度を利用する職員への配慮

育児・介護等の事情で勤務時間に制限を受ける職員に対する職場の理解を一層深めるとともに、支援制度を利用したことにより職員が昇任・昇格に不利益を被ることはないことを周知し、人事異動の際は、育児・介護等の事情に配慮します。

また、警察学校への入寮が困難な場合には通学やリモート受講に振り替えるなど、教養の機会を確保します。

### 2 女性職員の活躍推進に向けた取組

### (1) 女性警察官の採用

女性警察官の採用拡大については、令和8年度当初までに

○ 全警察官における女性警察官の割合 12%

とする数値目標を踏まえて計画的に取り組み、女性を対象とした採用説明会を行うなど、職場と職務の魅力を伝えるきめ細やかな広報活動を推進します。

# (2) 女性職員のキャリア形成の支援

女性職員がキャリア形成について、多様なキャリアやワークスタイルを イメージし、意欲を持つことができるように、様々なロールモデルの紹介 や意見交換・研修会を行います。

また、職員の意欲や能力に対して、性別を問わない公正な評価を行うことにより、適切な配置や登用を図ります。

## (3) 勤務機会の確保

女性職員が、出産・育児等のライフイベントにより勤務機会を失した結果、実務への自信喪失や昇任意欲の低下を招くことがないよう、各職員の抱える個別の事情に応じて、当番勤務等に従事させたり多様な職務を経験させるなど、勤務機会の確保に努めます。

### (4) 固定的な性別役割分担意識等の是正

幹部職員を含む職員全員を対象とした研修等を通じ、固定的な性別役割 分担意識の払拭等の意識啓発、各種ハラスメントの防止を図ります。

#### (5) 女性警察官の特性に応じた訓練等の実施

女性警察官の特性に応じた実戦的かつ実用的な訓練を実施するなど、女性警察官の執行力向上を図ります。

### (6) 女性用施設の整備

施設を改修・新設する際には、女性専用の仮眠室やトイレ等の整備を検討し、女性の意見を反映した女性用施設の充実に努めます。

### 3 ワークライフバランスの推進

#### (1) 職員の意識改革の徹底

職員が仕事にやりがいを感じ、その能力を最大限に発揮して仕事の成果

を上げるとともに、私生活との両立を図ることができるよう、働き方改革の重要性について、幹部職員を始めとする全職員の意識啓発等の取組を行います。

### (2) 業務の合理化・効率化の更なる推進

能動的でメリハリのある組織運営により、県民の安全安心の確保に全力を傾注できる環境を構築するため、情勢に応じ広く職員の意見を取り上げた上で、体制や業務の見直しを行うなど、業務の合理化・効率化を推進します

# (3) 時間外勤務の縮減及び休暇取得の促進

# ア 時間外勤務の縮減等

幹部職員は、日頃から適正な業務管理を行い、部下職員が勤務時間内 に業務を完了できるよう努めます。

また、勤務時間や週休日の柔軟な設定等により時間外勤務の縮減に取り組みます。

# イ 定時退庁日に対する取組の更なる推進

毎週水曜日に設定している「定時退庁日」の取組を引き続き推進していくため、庁内放送等を活用して、職員の定時退庁を促すとともに、幹部職員が率先して定時退庁するように努めます。

## ウ 休暇の取得促進

休暇の時期及び期間が職員の希望に沿ったものとなるよう、また

○ 年次休暇取得日数 14日以上

を数値目標としていることに留意し、幹部職員が率先して年次休暇を取得するなど、年次休暇等を取得しやすい環境の整備に努めます。

### エ 年末年始等における公式行事の抑制と連続休暇の取得促進

年末年始、ゴールデンウィーク期間、盆期及びその前後においては、 特に必要なもののほかは公式行事の実施を抑制するよう努め、業務遂行 に配意しつつ連続休暇の取得促進を推奨します。

### (4) 働く時間と場所の柔軟化

職員の多様なライフスタイルに応じて働く時間と場所の柔軟化を図るため、業務に合わせた勤務時間の設定、在宅等勤務、Web会議等の制度やシステムを周知するとともに、積極的な活用を促進します。

# (5) 人事評価への反映

ワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営や、良好な職場環境づくりに向けた取組について、人事評価において適切な評価を行います。

#### (6) 総合的な福利厚生施策の推進

職員が安心して職務に専念することができるよう、積極的な声掛け等を

通じて職員の不安や悩みの解消に向けた支援を組織的に行う「佐賀県警察職員ピアサポート制度」を効果的に運用します。

また、部内広報資料やライフサイクルセミナー等を通じ、最新の社会経済情勢を踏まえた生涯生活設計等に係る情報提供を充実させます。

### 4 その他の取組

# (1) 子供の安全を確保するための活動

子供を交通事故から守るため、幼稚園、小・中学校における交通安全教 室等を積極的に行います。

子供を安全な環境で安心して育てることができるよう、少年非行防止、 立ち直り支援のための活動等を積極的に推進します。

## (2) 子供の体験活動の支援

子供の多様な体験活動等の機会の充実を図るため、警察本部や警察署等 の職場見学を行います。

# (3) 子供と触れ合う機会の充実

職員の子供が職場を見学することができる「子供参観日」を行い、職員が子供と触れ合う機会を充実させます。